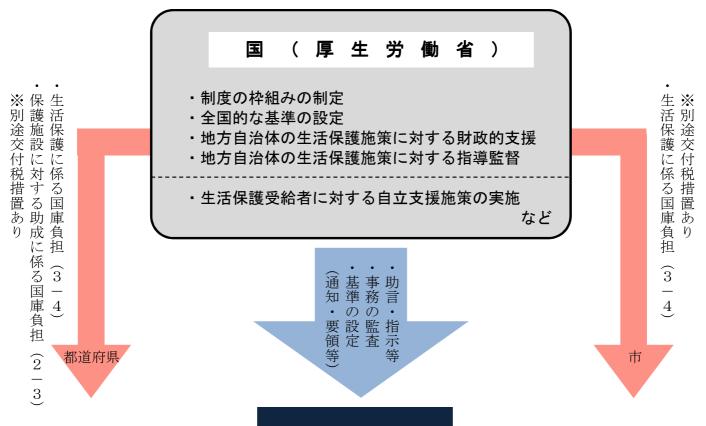
生活保護制度における国と地方の役割分担の現状



生活保護の実施機関

国の設定する全国基準に従い法定受託事務として実施

都道府県 (広域自治体的役割)

- 保護施設の設置の認可、医療機関 の指定等
- ・市町村の生活保護事務に係る監査
- ・事務の監査
- 助言・指示等

都道府県 (実施機関的役割)

【町村の区域を管轄】

市 (実施機関)

【市の区域を管轄】

- 福祉事務所の設置
- ・生活保護の決定、実施
- 生活保護受給者に対する自立支援施策の実施

など

我が国の生活保護制度(国・都道府県・市町村の役割分担)一覧

主な役割 〇生活保護制度に関する基本的な枠組みの設定 【例】・「生活保護法」等による生活保護制度の設定 ・保護の種類、支給内容の設定(生活保護法第11~第18条、第30条~第37条) ○全国的な基準の設定 【例】・生活保護の基準や必要性を判断する処理基準等の設定(生活保護法第8条) ※全国一律の基準を国が設定(各地域の生活水準を反映させるための級地制度 (6区分)の設定あり) ・福祉事務所の所員定数の標準数の設定(社会福祉法第16条) 〇地方公共団体が実施する生活保護施策に対する財政的支援 【例】・生活保護費に係る経費【国庫負担3/4】(生活保護法第75条) ・都道府県が保護施設に対して行う補助に係る経費【国庫負担2/3】(生活保護法 玉 第75条) ※地方負担分について、地方交付税で別途措置あり ○都道府県及び市町村の事務に係る監査 【例】・都道府県及び市町村の行う生活保護法に関する事務についての監査(生活保護法 第23条) ○改善命令、助言・勧告、是正の指示、代執行等 【例】・都道府県に対する保護施設の運営等に係る改善命令(生活保護法第45条) ・都道府県及び市町村に対する助言・勧告、資料の提出の要求、是正の指示、代執 行(地方自治法第245条)※市町村に対する代執行は県への指示を介して実施 〇生活保護受給者に対する自立支援施策の実施 【例】・ハローワークによる就労支援等 ・地方自治体の自立支援プログラム等の実施に係る補助(ハローワーク連携事業等) ○保護施設の設置の認可、医療機関の指定等 【例】・保護施設の設備及び運営の基準に係る条例の策定(生活保護法第 39 条) ※厚生労働省令で遵守基準、参酌基準あり 都道府県 ・保護施設の設置の認可、指導、立入検査、改善命令等(生活保護法律第41条、第 43条~第45条) ・医療扶助に係る医療機関の指定、指導、立入検査等(生活保護法第49条~第54 (広域自治体的役割 ・介護扶助に係る介護機関の指定等(生活保護法第54条) 〇市町村の事務に係る監査 【例】・市町村の行う生活保護法に関する事務についての監査(生活保護法第 23 条) ○改善命令、助言·勧告、是正の指示、代執行等 【例】・市町村等に対する保護施設の運営等に係る改善命令(生活保護法第45条) ・市町村に対する助言・勧告、資料の提出の要求、是正の指示、代執行(地方自治 法第 245 条) 〇生活保護施策の実施(都道府県は福祉事務所を設置していない町村区域を管轄) 都 道 【例】・福祉事務所の設置、生活保護の決定、施策の実施(生活保護法第19条) 府 ・福祉事務所の所員の定数条例の策定(社会福祉法第16条) 県市

垣府県(実施機関的役割・市(一部市町村)

〇生活保護受給者に対する自立支援施策の実施

- 【例】・自立支援プログラムの策定・実施
 - ・国の補助プログラムに基づいた支援事業(福祉事務所・ハローワーク連携事業等)
 - ・地方自治体独自の支援事業(相談事業、職業紹介、職業訓練等)